

静岡県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 施行者の名称

菊川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画事業 3・4・41号 青葉通り嶺田線

3 事業施行期間

令和6年4月2日から令和15年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

静岡県菊川市下平川字六瀬、字東原田、字内堀田、字塚跨、字西原田、字小松洗、字下東側、字上神田、字吉川田地内

(2) 使用の部分

なし